

ID: 3042

担当部署: 経済部 耕地林務課 林務係

<p>処分の概要</p>	<p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法第2条第4項に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)の捕獲等の許可又は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等の許可</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第88号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項から第3項までの規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等によって第2種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>市町村鳥獣捕獲許可取扱要領(標準例)による。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>